

2021 年度<通訳案内の実務>受験対策 「観光庁研修テキスト」の学習の仕方

2018 年度より新設された<通訳案内の実務>ですが、二つの大きな出題傾向があります。

【出題傾向】(その 1)

ほとんどの問題が、「観光庁研修テキスト」から出題されています。

【出題傾向】(その 2)

繰り返し、類題が出題されています。

【対策】

2021 年度も「観光庁研修テキスト」から出題されることが予想されますので、受験者は、2018 年度～2020 年度の問題とその出典箇所を確認し、「観光庁研修テキスト」、通訳案内士法、旅行業法、薬事法などからどのように問題が作成されたのかをしっかりと見ておく必要があります。

【出題傾向】(その 1) ほとんどの問題が、「観光庁研修テキスト」から出題されています。

各年度別「観光庁研修テキスト」出題率は下記の通りです。

2018 年度:100%
2019 年度:85%
2020 年度:96%

詳しくは、<通訳案内の実務>の問題分析をご覧ください。

【出題傾向】(その 2) 繰り返し、類題が出題されています。

- 2020 年度問題番号 1 と 2019 年度問題番号 4 は、通訳案内士法 52 条(名称の使用制限)に関する問題で、共に、全く同じ(正解)でした。

(正解)

全国通訳案内士又は地域通訳案内士の資格を有しない者は、有償で通訳案内を行うことはできない。

- 2020 年度問題番号 2 と 2018 年度問題番号 6, 7, 8 は、通訳案内士法 30 条(研修)に関する問題でした。

(内容)

全国通訳案内士は、5 年ごとに登録研修機関が実施する通訳案内研修を受けなければならない。

- **2020 年度問題番号 19** と **2019 年度問題番号 16** は、景品表示法 5 条 2 項(価格その他の取引条件)に関する問題でした。

(2020 年度問題番号 19)

(禁止事項)商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの。

(2019 年度問題番号 16)

優良誤認表示とは、商品・サービスの「価格その他の取引条件」について、実際のものや競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をいう。

- **2019 年度問題番号 7** と **2018 年度問題番号 5** は、通訳案内士法第 32 条(信用と品位に関する問題)でした。

(2019 年度問題番号 7)

全国通訳案内士は、全国通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(2018 年度問題番号 5)

全国通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

参考法令

- 通訳案内士法

<https://www.mlit.go.jp/common/001246126.pdf>

- 旅行業法

<https://hourei.net/law/327AC1000000239>

- 著作権法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048>

以上

2020年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	大問	小問	配点		「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令				内容	重要度
						通訳案内士法	旅行業法	著作権法	景品表示法		
1	1	(1)	3	5	3 左段	●			第52条(名称の使用制限)	★★★★	
2		(2)	2		5 右段	●			第30条(研修)		
3	2	/	2	2	10 右段		●		第13条第3項第1号(違反行為)	★★★★	
4	3	(1)	2	4	11 左段		●		第12条の10(企画旅行)	★★★★	
5		(2)	2		12 右段		●		施行規則第32条の2(手続きの実施)		
6	4	(1)	3	13	14 右段				広義の旅程管理	★★★★	
7		(2)	ア		2	128 左段				SIT意味(Special Interest Tour)	★★★
8			イ		2	128 左段				SIC意味(Seat In Coach)	
9			ウ		2	128 右段				FAMの意味(Familiarization Trip)	
10		(3)	2		36 右段				JR団体乗車券の減員処理(出札証明)	★	
11		(4)	2		47 左段				精算書(領収書と確認事項)	★	
12	5	/	3	3	58 右段				クレーム対処(証明書、手続き、記録)	★	
13	6	(1)	2	7	60 右段				災害発生時の避難行動、集団行動	★	
14		(2)	2		64 右段				救急救命措置		
15		(3)	3		69 左段				外国人旅行者の診察・処置・処方		
16	7	(1)	2	11	72 左段	●			第31条(コンプライアンス)	★★★★	
17		(2)	3		73 左段		●		著作権の発生と保護期間	★	
18		(3)	3		76 左段				貸切バスの交替運転手の確保	★	
19		(4)	3		79 左段			●	第5条第2号(価格その他の取引条件)	★★	
20	8	(1)	2	6	/				世界の主な宗教人口	★★	
21		(2)	2		100 左段				ヒンドゥー教徒の食習慣	★★	
22		(3)	2		103 右段				ベジタリアン(ビーガン)の食生活	★★	

大問8(1)を除き、すべての問題が「観光庁研修テキスト」から出題されました。

2019年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	大問	小問	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令				内容	重要度	
					通訳案内士法	旅行業法	薬機法	景品表示法			
1	1	(1)	問1	2	13	2 右段	●			第1条(目的)(制度)	★★★★
2			問2	3		2 右段	●			第2条(目的)(適正)	
3			問3	3		2 右段	●			第3条(目的)(国際観光)	
4		(2)	2	3 左段		●			第52条(名称の使用制限)		
5		(3)	3	/		●			第18条(登録)		
6		(4)	3	/		●			第29条(登録証の提示)		
7		(5)	3	72 左段		●			第32条(信用と品位)		
8	2	(1)	問1	2	11	7 左段		●		第1条(取引の公正)	★★★★
9			問2	2		7 左段		●		第1条(安全の確保)	
10			問3	2		7 左段		●		第1条(利便の増進)	
11		(2)	2	9 左段			●		旅行サービス手配業務		
12		(3)	3	12 右段			●		第32条(代替手配)		
13	3	(1)	3	6	24 左段				集合時間の周知	★★	
14		(2)	3		20 左段				Overland Tour とは	★★	
15	4	(1)	3	5	77~78			●	第66条(虚偽、誇大広告の禁止)	★★	
16		(2)	2		79 左段				●	第5条第2号(価格その他の取引条件)	★★★★
17	5	(1)	問1	2	9	83 左段				訪日外国人消費動向調査(日本食)	★★★★
18			問2	2		83 左段				訪日外国人消費動向調査(買い物)	
19			問3	2		83 左段				訪日外国人消費動向調査(街歩き)	
20		(2)	3	106					食物アレルギー	★★	

すべての問題が、「観光庁研修テキスト」、及び、通訳案内士法の条文から出題されました。

2018年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	大問	小問	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令					内容	重要度	
					通訳案内士法	旅行業法	著作権法	道路運送法	薬機法			
1	1	(1)	問1	2	18	2 右段	●				第2条(業務)(報酬)	★★★★
2			問2	2		2 右段	●				第2条(業務)(通訳案内)	
3			問3	2		2 右段	●				第2条(業務)(旅行)	
4		(2)	3	3 左段		●				第36条(業務独占の廃止)		
5		(3)	3	72 左段		●				第32条(信用と品位)		
6		(4)	問1	2		5 右段	●				第30条(研修)	
7			問2	2		5 右段	●				第30条(研修)	
8			問3	2		5 右段	●				第30条(研修)	
9	2		3	3	10 左段		●		第12条の5(書面の交付)	★★★		
10	3		3	3	33 左段				旅程管理の実務	★★★		
11	4	(1)	3	9	74 左段		●			著作権法(罰則)	★★★	
12		(2)	3		76 右段			●		道路運送法(貸切バス)		
13		(3)	3		77 右段				●	第66条(誇大広告の禁止)		
14	5	(1)	3	11	88 左段					イスラム教のラマダン	★★★★	
15		(2)	問1		2	90 右段					イスラム教の礼拝(回数)	★★★★
16			問2		2	90 右段					イスラム教の礼拝(メッカ)	★★★★
17		(3)	2		97 左段					キリスト教の食事制限	★★★	
18		(4)	2		104 右段					食物アレルギー	★★★	
19	6	(1)	3	6	61 右段					危機管理(災害発生時)	★★★	
20		(2)	3		66 左段					救急救命措置	★★★	

すべての問題が、「観光庁研修テキスト」から出題されました。